

# 本計画期間中に実施する取組の進捗状況

## 基本目標1 地域で支えあう仕組みづくり

取組方針	(1) 多様な分野との連携
個別方針	②分野・組織を超えた相談体制等の仕組みの整備
実施取組	「複合的、分野横断的な課題に対する支援体制の整備」
<p>近年、壮年の引きこもりと老親が社会から孤立する「8050問題」や「若年性認知症」、「障害のある生活困窮者」など、福祉ニーズの多様化・複雑化が進んでおります。このような、単独の相談機関では十分に対応できない、いわゆる「制度の狭間」の課題については、相談者や世帯が抱える複合的な悩みを総合的に受け止め、円滑に相談できる体制の整備が必要です。</p> <p>そのため、市では相談者や世帯の課題を把握し、多機関・多分野と連携を図る体制について検討し、課題に応じた適切な支援が包括的に提供される仕組みづくりの推進に努めます。</p>	
進捗状況	
<p>◇福祉総務課内に福祉相談支援担当の設置</p> <p>令和4年4月から、複雑化、複合化するニーズに対応できる包括的な支援体制の整備を進める部署を設置した。重層的支援体制整備事業への移行準備事業を実施し、既存の相談支援の取組を活かしつつ、「相談支援体制の強化」、「多機関協働事業の取り組み」などを行っている。</p> <p>◇重層的支援体制整備への移行準備事業の開始</p> <p>令和4年4月から、重層的支援体制整備事業の実施に向けての移行準備事業を開始し、「庁内連携体制の構築等の取組」「多機関協働の取組」を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・庁内連携体制の構築等の取組については、令和2年3月に設置した包括的な支援体制検討会議及び包括的な支援体制検討会議専門部会を通して、庁内の包括的な支援体制の構築に向けた具体的な取組内容に関する意見交換や事例検討を行っている。</li> <li>検討会議の開催（3回：令和4年4月、令和4年10月、3月（予定））</li> <li>専門部会の開催（4回：令和4年5月、8月、11月、3月（予定））</li> <li>・多機関協働の取組については、川口市社会福祉協議会に委託し、支援関係機関から複雑化、複合化した事例の相談を受け、事例の課題整理、役割分担、支援プランのモニタリング等を行った。</li> <li>相談事例60件、主催した支援会議25回、重層的支援会議1回（令和5年2月14日現在）</li> </ul> <p>◇研修の開催</p> <p>包括的相談支援の実施に向けて（属性や世代を問わない「断らない相談支援」）、市内の相談支援事業所向け及び庁内関係課に対して、研修会を開催した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内相談支援事業所向け（3回：令和4年6月、11月、令和5年3月（予定））</li> <li>・庁内関係課向け（関係課ごと全6回：令和4年8月、9月）</li> </ul> <p>◇関係部署が主催する協議体への参加</p> <p>包括的な支援体制についての啓発、各関係機関との顔の見える関係づくり、地域課題の抽出などを目的に、各分野の主催する協議体へ参加した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・協議体への参加54回（介護、障害、子ども、成年後見、民生児童委員、自殺など）</li> </ul>	

取組方針	(2)「地域コミュニティの創造・強化」
個別方針	⑤地域福祉実践体制の強化
実施取組	「民生委員・児童委員の定員充足率の向上」

地域の実情に通じ、住民と福祉サービスを結ぶ役割を持ち、また地域住民の相談相手となる民生委員・児童委員は、虐待の防止や地域の見守り活動など様々な場面で活動が期待されています。一方、その職責の重要性に対し、活動の負担が大きいこと、原則無報酬の活動であることや、住民の地域への帰属意識が希薄化していることなどから、なり手不足が社会問題化しています。

民生委員・児童委員の定員充足率は、地域コミュニティが地域福祉を実施するための基礎体力とも言える喫緊の課題であることから、平成28年12月の一斉改選後、候補者の推薦母体となる町会・自治会に対し、欠員が出ている地域を中心に推薦を再度依頼するとともに、平成29年10月の川口市社会福祉大会において、民生委員・児童委員のPRを行いました。これらを受け、平成30年11月時点の現員数は、平成28年12月と比較し、1%向上しています。

また、なり手不足の要因のひとつである負担軽減策の導入についても、他市の事例を参考に検討を進めます。

#### 進捗状況

民生委員・児童委員については、令和4年12月に3年に1度の一斉改選が行われ、598名が委嘱された。令和元年12月の一斉改選時と比較して充足率は1.6%向上した。

一斉改選後についても、引き続き欠員のある町会・自治会に対し候補者の選出及び推薦を依頼し、追加委嘱による充足率向上に努めていく。

また、民生委員・児童委員の負担軽減を図る一つ的手段として、令和元年12月から「民生委員協力員」制度を導入した。民生委員・児童委員1人につき、1人の協力員を設置することができる制度であり、現在33名が協力員として委嘱されている。

さらに、令和4年8月から民生委員活動に意欲のある方が自ら応募することができる「一般募集」を開始した。応募のあった9名に対しては書類審査及び面談を行い、その結果、候補者として推薦を行った4名については令和4年12月の一斉改選で民生委員・児童委員に委嘱された。なお、推薦に至らなかった5名のうち4名については、将来的な民生委員・児童委員候補者として、協力員として活動してもらうこととなった。

今後も、一般募集や協力員制度の活用を推進することで、さらなる民生委員・児童委員の負担軽減及び充足率の向上につながることを期待している。

【民生委員・児童委員】	定数	委嘱数	充足率
令和元年12月1日 一斉改選	633名	588名	92.9%
令和4年12月1日 一斉改選		598名	94.5%

【協力員】	33名
-------	-----

【一般募集】 応募者9名	委嘱	協力員	その他
	4名	4名	1名

取組方針	(4) 地域の見守り活動の推進
個別方針	① 地域ぐるみの防災・防犯の取組
実施取組	「福祉避難所の整備」 「民間福祉施設との避難協定の締結推進」

福祉避難所とは、川口市地域防災計画に定められた避難所のうち、小中学校などに開設される一般の避難所での生活が困難で、特別の配慮を要する方のために開設する避難所です。

市では、震災時の建物の耐震性やバリアフリーの状況などを勘案し、平成25年3月に、市内の福祉施設を中心に14カ所を指定しました。また、平成28年3月に、市内の7事業者10施設と「災害時における社会福祉施設への要援護者の受け入れに関する協定」を締結しました。

しかし、災害の規模によっては福祉避難所が不足することが予測されることから、事業者への周知や協力の呼びかけにより民間福祉施設との避難協定の締結を進め、福祉避難所のさらなる確保に努めます。また、福祉避難所の備蓄物資についても充実に努めます。

#### 進捗状況

##### ◇指定福祉避難所担当職員及び施設職員の合同研修会の実施

有事の際、指定福祉避難所では市職員と施設職員により運営を行うため、各避難所単位で職員間の一体感の醸成、複数の連絡方法の確認及び参集前の初動時の確認等を目的に実施した。令和4年度は避難所運営ゲーム(HUG)を実施し、具体的かつ実践的な避難所運営を疑似体験する図上訓練を実施した。

また、年度内に複数回、情報伝達訓練及びシステム運用訓練等も実施し、発災直後の混乱を回避することを重点とした訓練も実施した。

##### ◇福祉避難所訓練の実施

令和4年10月16日(日)川口市総合防災訓練に併せ、災害時に感染症対策を講じつつ適切に福祉避難所を運営できるよう、指定福祉避難所「安行たたら荘」において福祉避難所開設・運営訓練を行った。訓練内容は協定事業者による避難者移送訓練、感染症対策を講じた福祉避難所の開設や避難者や物資の受け入れ等について、より実災害に近くなるようブラインド型訓練で実施した。実際に災害時情報システム等を使用し、操作方法や報告項目、手順等の確認を行った。

訓練後は課題の洗い出しや改善のため、参加者から55件の意見・改善提案を受け、福祉避難所開設・運営マニュアルの改訂につなげていく。

##### ◇福祉避難所増設のための取組み

本市における福祉避難所は未だ十分とは言えず、その増設は喫緊の課題である。令和4年度は災害時要配慮者避難体制サポート事業実施市として、防災の専門家による提案を受け、事業者、市民、行政による検討を行った。



##### ◇福祉避難所備蓄物資の充実

令和3年度に実施した指定福祉避難所担当職員及び施設職員の合同研修会等での意見から、福祉避難所用の備蓄品として、新たにカレーライスセット、ライフスープ食、ミキサー粥、カセットガスボンベ、ゴミ袋各種、作業用シート、洗濯ピンチ、洗濯ロープ、福祉避難所担当職員用ビブスを配備した。

取組方針	(4)地域の見守り活動の推進
個別方針	②孤立・孤独を防ぐ地域の活動
実施取組	「新聞配達店等の地域資源を活用した「見守り協定」ネットワークの構築」

都市化・高齢化・核家族化など、社会構造の変化に伴い住民相互の関係が希薄となった結果、地域社会から孤立する住民が増える傾向にあります。中でも高齢世帯やひとり暮らしの高齢者が異変・病変の際に助けを求めにくい状況は生命に関わる問題であることから、市はこれまで配食サービス事業や緊急通報装置の貸与事業などを通じ、高齢者の見守りに努めてきました。

一方、近年はそうした高齢者に限らない様々な年齢層について、地域社会や福祉サービスにつながらない状況で、病気或いは生活困窮などが原因で死亡する、いわゆる「孤立死」が社会問題化しています。こうした状況に対応するために、市は電力・ガス・水道などのいわゆるライフライン事業者に対し料金滞納などへの柔軟な対応を依頼するとともに、定期的に住家を訪問する新聞配達店、郵便事業会社や宅配事業者等と、配達時等に異変を発見した場合に市へ通報する「見守り協定」の締結を進め、ネットワークの構築に努めます。

#### 進捗状況

郵便物や新聞等がポストに溜まっているなど、協定先である以下の事業者からの情報提供をもとに、市は関係機関と連携して安否確認を行い、高齢者等の異変や病変についての早期発見に努めている。

#### ◇民間法人等協定締結一覧

協定名	協定先	協定日
川口市新聞配達見守り協定 (5者による協定)	埼玉県新聞販売組合南部地区第一実行委員会店主会 埼玉県新聞販売組合南部地区第五実行委員会店主会 川口市 川口警察署 武南警察署	H24. 5. 29
川口市における見守り活動に 関する協定	生活協同組合コープみらい	H27. 12. 14
	医療生協さいたま生活協同組合	H28. 10. 13
	生活協同組合パルシステム	
	埼玉県宅地建物取引業協会川口支部	H29. 7. 11
	埼玉県宅地建物取引業協会南彩支部	
	全日本不動産協会埼玉県本部県中央支部	H31. 3. 19
	埼玉県勤労者生活協同組合	R3. 11. 18
川口市と川口市内郵便局との 包括連携に関する協定	川口郵便局 川口仲町郵便局	H29. 4. 25
川口市における高齢者及び子ども等 の見守り活動に関する協定	株式会社セブン-イレブン・ジャパン 株式会社イトーヨーカ堂	H29. 11. 16
地域活性化包括連携協定	株式会社イトーヨーカ堂 株式会社セブン&アイ・クリエイトリンク	H30. 8. 8
	イオン株式会社	R3. 5. 25

### 基本目標3 その人らしく暮らす環境づくり

取組方針	(3)「権利擁護の推進」
個別方針	①権利擁護の推進
実施取組	「成年後見制度の啓発」 「成年後見制度利用支援事業の充実」

判断力が不十分な認知症高齢者などに代わって財産管理や福祉サービスの契約を行う成年後見制度は、平成24年の成年後見申し立て件数が全国で約3万5千件に上り、また、成年後見を必要とする認知症高齢者数も全国で約300万人と推定され、65歳以上の高齢者の10人に一人の割合になるなど、その必要性は、今後急速に高まると見込まれます。

一方で、弁護士・司法書士等の専門職後見人が不足していることから、一般市民が後見業務を行う「市民後見人」を育成し、その活動に対する支援体制を整備することが行政に対し求められています。市では、市民後見人を確保できる体制を整備するために、市民後見人候補者養成講座などを川口市社会福祉協議会に委託するなど、地域における市民後見人の活動を支援し、成年後見制度を利用しやすい環境づくりに努めます。

また、市民後見人候補者養成講座を修了した方の活動の場を確保することも重要であることから、弁護士会、司法書士会、NPO等とのネットワークづくりを進めながら、人材の育成と有効活用に努めます。

#### 進捗状況

##### ◇法人後見支援員（市民後見人候補者養成研修修了者のうち活動を希望する人数）

現在の法人後見支援員は33人となり、活動の機会の確保が課題となっていたが、日常生活上の手続きや金銭管理の援助を行う、川口市社会福祉協議会の日常生活自立支援事業（あんしんサポートねっと）の生活支援員としても活動できるようになり、活動の場が広がった。

年度	H28 以前	H29	H30	R1	R2	R3	R4（研修終了者数）
人数	10	6	4	0	0	13	7

##### ◇市民後見人の養成（家裁認定者数）

法人後見支援員から市民後見人になるためには、被後見人との信頼関係を築くことが重要であるため、これまでは支援員として6ヶ月の単独活動期間を経た後に、移行することを目安としていた。

しかしながら、コロナ禍では、訪問や施設での面会等の活動が制限され、市民後見人への移行が難しい状況であったことから、法人後見支援員から市民後見人に移行するプロセスについて、川口市成年後見センター運営委員会において見直しを行い、これまでの移行要件にとらわれず、状況に応じて柔軟に移行することとした。

年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4（2/1 現在）
人数	3	1	2	2	0	1	3

##### ◇市長申立て（件数）

年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4（2/1 現在）
申立件数	35	50	79	56	30	32	33

##### ◇成年後見人等報酬助成金（助成件数）

年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4（2/1 現在）
助成件数	50	55	65	90	90	78	66

# 意見・質問書

ご意見・ご質問のご記入をお願いいたします。また、併せまして裏面にご署名もお願い致します。

## 基本目標1 地域で支えあう仕組みづくり

取組方針 (1)多様な分野との連携  
個別方針 ②分野・組織を超えた相談体制等の仕組みの整備  
実施取組 「複合的、分野横断的な課題に対する支援体制の整備」

【ご意見・ご質問】

取組方針 (2)「地域コミュニティの創造・強化」  
個別方針 ⑤地域福祉実践体制の強化  
実施取組 「民生委員・児童委員の定員充足率の向上」

【ご意見・ご質問】

取組方針 (4)地域の見守り活動の推進  
個別方針 ①地域ぐるみの防災・防犯の取組  
実施取組 「福祉避難所の整備」「民間福祉施設との避難協定の締結推進」

【ご意見・ご質問】

取組方針 (4)地域の見守り活動の推進  
個別方針 ②孤立・孤独を防ぐ地域の活動  
実施取組 「新聞配達店等の地域資源を活用した「見守り協定」ネットワークの構築」

【ご意見・ご質問】

### 基本目標3 その人らしく暮らす環境づくり

---

取組方針 (3)「権利擁護の推進」  
個別方針 ①権利擁護の推進  
実施取組 「成年後見制度の啓発」 「成年後見制度利用支援事業の充実」

【ご意見・ご質問】

ご署名

---

## 今後の当審議会のスケジュールについて

社会福祉法（昭和26年法律第45号）**社会福祉法第107条※1**の規定に基づき、地域福祉の推進に関する事項を定めた「第2期川口市地域福祉計画」の計画期間が令和5年度末に満了いたします。このことから、令和5年度は、令和6年度から15年度までの10年間を計画期間とする「第3期川口市地域福祉計画」の策定年度となっております。

そのため、令和5年度は当審議会を下記スケジュール（案）のとおり、開催させていただきたく存じますので、事前にスケジュール感のみではございますが、お知らせさせていただきます。

### 1 スケジュール(案)

年月日	議題(案)
第1回 令和5年7月	<ul style="list-style-type: none"><li>副専門分科会長の指名について</li><li>市長の諮問について</li><li>第3期川口市地域福祉計画の見直しについて</li></ul>
第2回 令和5年9月	<ul style="list-style-type: none"><li>市民アンケート調査の中間結果報告</li><li>現行計画における進捗評価の方針についての検討</li><li>計画の基本理念についての意見聴取</li><li>今後のスケジュールについて</li></ul>
第3回 令和5年11月	<ul style="list-style-type: none"><li>市民アンケート調査の最終結果報告</li><li>事例・ニーズ調査結果について</li><li>見直し計画の骨子案について</li></ul>
第4回 令和6年1月	<ul style="list-style-type: none"><li>第3期川口市地域福祉計画の原案について</li><li>パブリックコメントについて</li></ul>
令和6年1月～2月	<ul style="list-style-type: none"><li>パブリックコメントの実施</li></ul>
第5回 令和6年3月	<ul style="list-style-type: none"><li>パブリックコメントの結果について</li><li>第3期川口市地域福祉計画の最終案について</li><li>第2期地域福祉計画（後期）の進捗状況について</li></ul>

### 2 地域福祉計画とは

社会福祉法第107条に基づき、地域福祉推進の主体である地域住民等の参加を得て、地域生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策の内容及量、体制等について、庁内関係部局はもとより、多様な関係機関や専門職も含めて協議の上、目標を設定し、計画的に整備していくことを内容とするものです。

**当審議会の役割※2**は、市長からの諮問に基づき、地域福祉計画の策定・改定及び推進・評価について、意見を具申することとなります。

## 【参考】

### ※1 社会福祉法第107条

(市町村地域福祉計画)

第一百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

### ※2 社会福祉法第7条

(地方社会福祉審議会)

第七条 社会福祉に関する事項（児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を除く。）を調査審議するため、都道府県並びに地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）に社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関（以下「地方社会福祉審議会」という。）を置くものとする。

2 地方社会福祉審議会は、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の監督に属し、その諮問に答え、又は関係行政庁に意見を具申するものとする。